

議事要旨(1)企業結合(ステップ2)の検討について

冒頭、都常勤委員(専門委員長)より、本日は、企業結合(ステップ2)として、全部のれん及び支配の喪失の検討について審議していただきたい旨の説明がなされた。

その後、村田専門研究員より説明資料[審議事項(1)-2]、前田専門研究員より説明資料[審議事項(1)-3]に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員等からの主な意見等は次のとおりである。

(全部のれんについて)

- 米国の FASB は、経済的単一体概念に基づくと言われる 1991 年討議資料「連結方針と連結手続」、1995 年の公開草案「連結財務諸表:方針と手続き」では、支配プレミアムを含んだ価額を用いて全部のれんの公正価値を推定することは信頼性が欠けるという理由から全部のれん方式を棄却した後、2007 年の改定された企業結合の会計基準では全部のれん方式のみを採用し、IFRS でも同時期に全部のれん方式が選択適用となったと理解しているが、非支配株主持分(少数株主持分)の公正価値による測定の信頼性という点と支配プレミアムの取扱いについて最終的にはどのように整理されたのか。のれんは識別可能資産及び負債との差額概念であり、超過収益力、シナジー効果、買収価格についての当事者間の交渉による調整結果等さまざまな要素が反映されていると考えられるが、支配プレミアムを除く非支配株主持分の公正価値評価については測定の信頼性の問題は依然として残っているのではないかと考える。全部のれん方式に関しては、購入のれんに加えて非支配株主に帰属するのれん部分も認識・測定する理由や非支配株主持分の公正価値測定の信頼性という点に疑問を持っており、引き続き、購入のれん方式をベースに検討をしていくべきであると考えます。
- 業績報告の観点から購入のれん方式と全部のれん方式のどちらが望ましいかという視点も今後検討する必要がある。のれんの規則償却を前提に考えると、全部のれん方式では、対価の支出を伴わない非支配株主に帰属するのれんを認識したうえで、規則償却することになり、それが親会社の財務報告として適切かどうかという点も慎重に議論する必要がある。
- 全面公正価値評価との整合性を重視して全部のれん方式を採用する論拠よりも、測定の信頼性を重視して購入のれん方式を維持する方が妥当な印象を受ける。測定に関する信頼性の担保は、公正価値評価との整合性よりも優先して考えるべきであり、購入のれん方式を支持する。非支配株主に帰属するのれんを計上するのであれば、その構成要素の定性的な説明がなされるべきである。

- 日本基準の開発において、IASB のように政治的な判断により選択適用すべき環境にあるかどうか、議論する必要がある。また、非支配株主に帰属するのれんの構成要素が何かを考える際、そののれんの償却期間が親会社に帰属するのれんと同じで良いかどうか等の派生的な論点が出てくる可能性がある。
- 購入のれん方式と全部のれん方式のどちらを採用すべきかは、理論的・概念的な側面と測定に関する実務的な側面の両面から考える必要があるが、本日の事務局説明だけでは、理論的にどちらかに一本化するべきかの結論に至るのは難しい。また、全部のれんの測定に関する実務上の問題は、別途対応すれば良いことだし、米国における実務も参考に出来るので、それほど大きな障壁になるとは思わないので、全部のれんを否定する程のことではない。また、全部のれんの測定に関連して、超過収益力や支配プレミアムの問題が指摘されたが、これらは親会社説に立つから問題になるだけで、経済的単一体説に立てば問題にはならないと思う。従って、現段階においては、どちらかの方法に一本化するほどの根拠が乏しく、当面は両方法の選択適用を認めて実務面の情勢をみるのも一つの方法である。ただし、案件ごとの自由な選択を認めるのではなく、会計方針として、いずれかを継続適用するのがよいと考えられる。
- 全部連結を採用している現行の連結基準において購入のれん方式を採用することは、若干整合しない考え方が入っていると理解している。企業結合ステップ1を含めたこれまでの基準開発の基本的な考え方として、企業結合では全面的に公正価値で評価するという考え方が採用されていると理解しており、持分割合のみが計上される購入のれん方式は、この考え方になじまない。ただし、のれんの公正価値評価の実務上の困難性も理解しており、現時点では、両方式の選択適用も容認されるべきと考えられる。会計方針として選択適用とする場合は、正当な変更の理由が具体的に想定できるか否かを検討し、一度選択した方法が実質的に変更できないことにならないかどうか検討する必要がある。
- 非支配株主に帰属するのれんを認識するか否かについては、自己創設のれんとの類似性があるかどうかを検討し、自己創設のれんは計上しないという考え方との整合性を踏まえる必要がある。
- 支配プレミアムを含んだ価額を用いて（全部）のれんの公正価値を推定するのは信頼性が欠けるとする見解も理解できるが、この推定が全部のれんの上限金額として機能すると考えられるため、測定の困難性を理由に計上しないよりも、可能な限り計上する方が望ましい。両方式の選択適用にする場合、非支配株主の存在する企業結合には、

合弁企業に近いケースから、完全子会社に近いケースまで様々であるため、取引の実態に応じて、案件ごとに選択適用することが考えられる。また、非支配株主に帰属するのれんは、被取得企業に潜在していたのれんの一部と考えるため、自己創設のれんの計上につながるという見解には違和感がある。支配獲得がシナジー効果を目的としたものであれば、被取得企業に潜在していたすべてののれんを顕在化すべきと考える。

以 上